

棚田地域振興のための事業ができました！

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 棚田地域振興対策推進事業

1. 支援の内容

棚田地域振興等の取組に対して、1地区当たり
年度事業費の1/2（上限50万円/年）
を支援します。

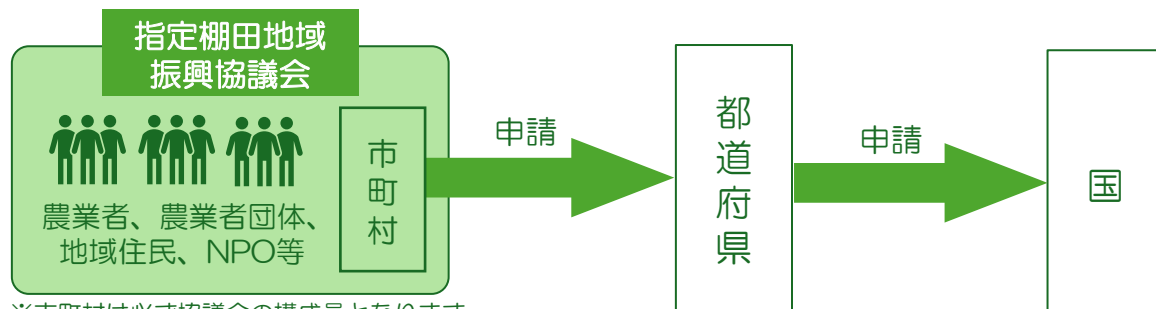


2. 支援対象・要件等

- ①対象地域：棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の認定地域
- ②事業主体：地域協議会（指定棚田地域振興協議会を含む）、市町村、都道府県
- ③事業期間：上限3年間

3. 申請の方法

都道府県を通じて要望の確認を行います。御不明な点等ございましたら、下記農政局までお問い合わせください。



※市町村は必ず協議会の構成員となります。

【事業全般に関するお問い合わせ】
農林水産省農村振興局農村政策部
地域振興課（日本型直接支払班）
TEL：03-6744-2081



棚田地域振興関係情報
（農林水産省ホームページ）

【事業申請に関するお問い合わせ】

お住まいの地域の地方農政局等へお問い合わせください。

北海道農政事務所	TEL：011-330-8801
東北農政局地域整備課	TEL：022-221-6293
関東農政局地域整備課	TEL：048-740-0491
北陸農政局地域整備課	TEL：076-232-4726
東海農政局地域整備課	TEL：052-223-4639
近畿農政局地域整備課	TEL：075-414-9553
中国四国農政局地域整備課	TEL：086-224-9422
九州農政局地域整備課	TEL：096-300-6510
沖縄総合事務局農村振興課	TEL：098-866-1652

裏面に支援対象の詳細及び
Q&Aを記載しています。

4. 支援対象の詳細

以下の活動に係る経費について、本交付金を充てることができます。

項目	取組の具体的な内容
棚田地域 振興活動	<ul style="list-style-type: none">・活動計画の実現に向けた地域の話合い、ワークショップの開催、ファシリテーター派遣、必要書類の作成・活動計画に基づく取組の実施のための地域内外の人材確保・育成のための外部講師の派遣、先進地視察、研修会、実践研修の実施等・棚田オーナー制の実施、体験学習・企業研修等の受入れ、地元大学との連携等の関係人口の創出・拡大に向けた取組・観光客の誘客、交流活動の実施・担い手確保・農地集積率向上のための取組・直売所、農家レストラン等の開設のための取組・農泊の実施、古民家の再生・活用のための取組・地域の所得向上・雇用創出に向けた地域伝統作物等の導入・特産品の加工・販売、商品開発等六次産業化の推進のための取組・商談会、新たな販路開拓のための取組・伝統文化の保存・継承のためのイベント開催等の取組・景観作物の植栽等良好な景観形成のための取組・棚田地域振興を推進するための情報発信
維持管理労力軽減のための小規模整備に必要な調査・計画	<ul style="list-style-type: none">・管理省力化・有効活用のための耕作道、法面及び荒廃農地等の整備のための調査計画・訪問者を含む関係者を円滑に受け入れるための耕作道、アクセス道、法面及び用排水路等の危険箇所・支障箇所当の景観修復及び環境整備等の調査計画・被災した石積み・法面等復旧のための現地調査・図面・設計書作成

等

等

5. Q & A

Q1：中山間直払の棚田加算を実施している地域は対象となりますか。

A1：対象となりますが、二重補助防止の観点から、同一の活動に対して複数の事業を充てることができないよう明確に分離していただく必要があります。

Q2：指定棚田地域振興活動計画に未記載の取組を本交付金を活用して実施する場合、活動計画の変更が必要になりますか。

A2：活動計画の変更が必要となりますので、変更申請をお願いします。

Q3：事業実施地区はどのような単位で設定すればよいですか。

A3：一つの協議会の活動範囲を複数の地区に分割する等、地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能です。